

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

時代とともに変化する労災訴訟
高額判決の8割が過労事案

労災問題研究所 所長 稲垣昭雄

特集Ⅱ

メンタルヘルスケアを上手に進める法 その3

明確な「ルール作りを」を
プラネット 代表取締役 根岸勢津子

ニュース

1万円以下なら普及の兆し!?
建災防 ハーネス型安全帯で実態調査

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2209

2014

5 / 1

■ 災害のあらまし ■

S市内のX社は、S市内のY社付近一帯の火災発生に際し、S市消防署の要請に基づき職制の指示に従ってX社常設消防隊が応援出動した。隊員Aは屋上で注水消火作業中、足を滑らせ5mの高さからコンクリート床に転落し負傷した。このため、労災保険を請求した。

■ 判断 ■

この事案は、事業場として緊急の事態が生じ、それに臨んだ緊急業務中に、突如作業員の身に降りかかった事故について、療養・休業補償給付を労働基準監督署長に請求したもの。労基署長が請求人の災害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をしたことに対して、不服申し立てをした。不服申し立ては、「審査請求」と「再審査請求」の二審制度を取っている。最終的には「再審査請求」で、業務上の事由によるものとして認定された。

■ 解説 ■

第1の問題は、営利を目的とする法人の事業所X社の消防隊が、市内の一般火災に応援出動することが事業所の業務の範囲に含まれるか否かである。

消防出動は、「S市消防署の設備能力が不十分なこと」「X社がS市において特別な地位にあること」「事業場消防隊が応援出動しない場合の市民感情への影響の大きさ」「慣習として過去十数年にわたり応援出動している実績があること」「関係者会議で応援出動が申し合わせされた経緯」など一切の事情を総合勘案すると、X社の業務の範囲に含まれると判断される。

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21福岡会
黒田事務所

所長 黒田隆二

第171回

第2の問題は、消防出動が事業所の業務の範囲に含まれるものとして、隊員が事業主の指揮命令下であり、使用従属関係にあったと認められるか否かである。

出動するのは消防署長より要請がある場合だけで、あくまでも事業所の職制の定める命令系統に従って保安係長（会社の保安管理体制の中で、保安係および特務消防隊員を統率する者）が命令するもので、出動後も消防署長は総括的指示をするだけで、消防隊としては部隊行動をとり、隊員に対し直接、保安係長が指揮命令に当たるもの。

すなわち、事業主の命令によって出動するだけでなく、出動後も保安係長の命令により事業所消防隊として活動するもので、消防署長の総括的指示に従うのも事業主の命令に基づくものだから、このような場合は事業主の指揮命令下であり、使用従属関係にあると判断される。

この2項において判断したように、消防活動はX社の業務の範囲に含まれ、かつ請求人は事業主と使用従属関係にあったと認められ、同事故は業務上の事由によるものと認められる。

これらを総括すると、消防出動はX社の業務の範囲に含まれ、消防隊員である請求人は事業主と使用従属関係にあったもので、消防活動中に受傷したので、請求人の受傷は業務上の事由によるものとなる。しかし、請求人は消防法に基づき市条例の定めで、S市より療養補償および休業補償を受けており、同一損害に対し二重の補償を行うことは制度の趣旨に反するので、S市よりすでに補償があった限度において、労災保険法による保険給付を行う必要はないものと認められる。

以上述べてきた上記の裁決（審査会 昭39労第157号（昭40・9・10裁決・一



部取消、一部棄却）がなされた後、通達（昭41・2・16基発第109号）が告知された。

理由は、近年、特に石油化学工業の発展に伴う消防関係法令の改正などと相まって、自衛消防隊の設置のみならず事業場間において相互応援に関する協定の締結を行って、事業施設の火災などによる被害の防止などを図っている事業場が見受けられるので、これら消防作業に従事中被災した隊員に係る災害などの取扱いについて変更が行われたからである。

その内容は、下記のとおり（今回の事案に関係した箇所のみ抜粋）。自衛消防隊の隊員で次に掲げる消防作業などに従事中、作業などに通常附帯する危険によって被った災害は、業務上の災害である。

◎使用者の命令に基づき行う次の消防作業および消防訓練・消防組織法による公設消防組織の要請に応じて行う消防作業

消防作業に従事中受けた隊員の災害に対し、消防組織法第15条の7または消防法第36条の2の規定による市町村の損害賠償が行われるときは、労働者災害補償保険法による保険給付の額が市町村が行う損害賠償の額を上回る場合に、その上回る額について給付する。